

検証する課題の整理（たたき台）

1 23年度補助事業計画の審査

県は、山田町からの補助事業の事業計画の提出を受け、これを審査し、補助金交付契約を締結した。また、年度途中に契約の変更を重ねている。この審査・手続は適正であったか。

2 23年度補助事業の進捗管理

補助事業の進捗を管理する山田町への県の指導は適正であったか。

3 23年度補助事業の完了確認

山田町から提出された実績報告に対して、県は完了確認を行った。この確認作業・手続は適正であったか。

4 御蔵の湯

御蔵の湯は、平成23年12月設置され、23年度事業の補助対象として認められた。その後、25年度に行われた再審査で補助対象外となった。県が御蔵の湯を補助対象として認めた過程は適正であったか。また、御蔵の湯の設置計画に県は関与していたのか。

5 24年度補助事業計画の審査

県は、山田町から提出された補助事業計画に基づき、24年度事業の継続を認めた。この審査・手続は適正であったのか。

「検証する課題」に係る県議会での主な質問（参考資料）

「1 23年度補助事業計画の審査」関係

- なぜ実績のない、経理能力もないNPOに山田町が事業を委託したか。最初は1500万円、23年度は最終的に4億3000万円、24年度は7億9000万円。実施要領では、「委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者」と。そういう確認を山田町や県はやったのか。
- 平成23年度、5回目の異常な事業計画変更をなぜ認めたのか。1月はどこも減額補正（注～一般に多くの事業で1月以降は減額するという意）しているときに、1億6900万円の増額は異常ではないか。これは不足払いである。なぜこんな事業計画変更を認めたのか。

「2 23年度補助事業の進捗管理」関係

- 県は12月の段階で指導している。12月の段階で重大な危機感を持たなければいけなかった。ましてや3月でもひどい状況、この異常な事態。これがまともなNPOがやることか。
- 24年3月16日に県は指導している。「会計等書類の整備状況できていない。よって検査・確認することが不可能」「大雪りばあねつと。ではどんな書類を準備すればよいか理解できていない模様」とある。

「3 23年度補助事業の完了確認」関係

- 平成24年3月16日の指導事項というのは極めて重要な内容だった。「会計等の書類できていない。よって検査・確認することは不可能。大雪りばあねつと。ではどんな書類を準備すればよいか理解できていない模様。―」。なぜ4月に完了検査で通るのか。いつ完了検査したのか。
- 3月16日に県が指摘をしていて、4月になったら通った。ところが7月に山田町監査委員が監査したら同じことが指摘されている。23年度は実は3月分の人件費が4千数百万円未払いだった。NPOの預金通帳には115万円しかなかった。1億6900万円不足払いしても人件費が払えなかった。24年度に23年度分7000万円払っている。これは完全なチエツクミスではないか。
- 結局23年度から乱脈経理、やりたい放題の実態があり、2億円を超えるような未払いが残った。それを県は残念ながら完了検査その他でチエツクできなかった。不足払いも行われていた。

「4 御蔵の湯」関係

- 御蔵の湯について、県と山田町は何度もやりとりをして、材料費・リースだったらできるという回答を県はした。その結果、直接 NPO 法人は盛岡の建設会社に仕事を発注して御蔵の湯をつくったのではないか。
- 12 月に開所式が行われた。建物を見て 1000 万円できると思うか。全然計画と違うではないか。この計画の違いをあなた方は質しているか。開所式にまで出て、NPO 法人が建設したとまで書いて、全然事業計画と違うことがやられているのではないか。そのチェックはどうか。
- 御蔵の湯のことに關しては、宮古地域振興センターと山田町でいるいるやりとりがあり、山田町が「材料費・リースならできるのですね」ということで、確認してやった。実際に御蔵の湯がつくられたら、あなた方（県は）がチェックして、リースならどこがリース会社なのか、オールブリッジなんていう全くデタラメな架空のリース会社だった。そういうチェックもしなかったらダメである。

「5 24 年度補助事業計画の審査」関係

- 平成 24 年 3 月 16 日の指導事項は極めて重要な内容だった。平成 24 年度は事業委託などやれないという内容である。
これだけ皆さんなことが明らかになっていく最中に、なぜ 3 月 23 日には平成 24 年度 7 億 9000 万円の事業費が内定通知されるのか。なぜ認めたのか。